

平成 29 年 5 月 16 日 林 文子 横浜市長のコメント内容

本日、いじめを受けたお子さまの代理人から申入書を頂戴いたしました。

いじめ重大事態と認めて、調査を実施するまで1年7か月、その後、報告書をいただいてから、再発防止策をまとめるのにも一定の時間がかかり、その間、お子さまが不安な気持ちを持ち続けたことを大変申し訳なく思います。市長からもお詫び申し上げます。

申入書では、いじめ重大事態の調査のあり方や、「いじめ防止対策推進法」の正しい理解などについて、ご意見を頂戴いたしました。これらを真摯に受け止めて、今後のいじめ防止対策に取り組んで行くよう、教育委員会に改めて指示いたしました。

横浜市全体で、再発防止策を取りまとめ、具体的な取り組みを進め始めました。そして、お子さまの代理人を通して、保護者から再調査は求めないというご意向も伺い、本日、提出された文書で、お子さまが再調査をすることを望んでいないことを伺いましたので、これらを踏まえ、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく市長による再調査については、行わないことと判断させていただきました。

学校現場はもちろん、関係部署や地域の方にも「いじめ防止対策推進法」をしっかりと理解していただき、二度とこのような事態が起きないように、横浜市一丸となって、子どもを育てる環境をしっかりと整え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。